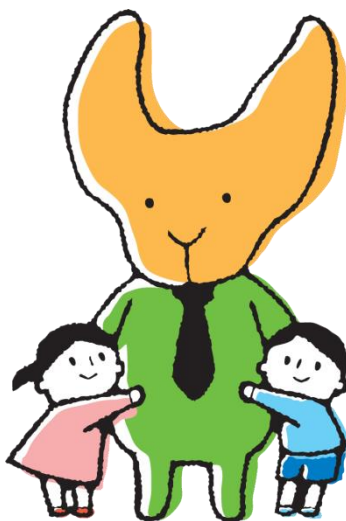


お子さんの健やかな成長のために

子どもの養育に関する合意書作成の手続き

～養育費と面会交流～

こどもたちが安心して暮らし、健やかに成長していけるよう、離婚の際にお父さん、お母さんとしてできることを考えておきましょう。



民法では、協議離婚の際には子の監護者（親権者）だけでなく、「面会交流」や「養育費」についても定めることとされ、その取り決めにあたっては、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」とされています。

由布市役所 本庁舎

〒879-5498

由布市庄内町柿原 302 番地

Tel.097-582-1111

子どもの養育に関する合意書

1. 親権

こどもの親権については以下のとおりとします。

	名前	性別	生年月日	親権者
第1子	ふりがな 由布 花子	男・女 女	平成22年 1月 1日生	父・母
第2子	ふりがな 由布 太郎	男・女 男	平成25年 2月 2日生	父・母

2. 養育費

(父・母)は(父・母)に対して、以下の条件でこどもの養育費を払うこととします。ただし、父母の経済的事情が変更した場合には、協議の上変更することとします。

	養育費の額	養育費の支払い期限	養育費の支払い期間	
			いつから	いつまで
第1子	月額40,000円	<input checked="" type="checkbox"/> 毎月(25)日まで <input "="" type="checkbox"/> この取り決めの月から <input checkbox"="" type="checkbox/>()から</td><td><input type="/> 満()才の誕生日まで <input type="checkbox"/> 満()才に達した後の3月まで <input checked="" type="checkbox"/> 以下の学校を卒業するまで <input type="checkbox"/> 高校 <input checked="" type="checkbox"/> 大学 ()		
第2子	月額40,000円	<input checked="" type="checkbox"/> 毎月(25)日まで <input "="" type="checkbox"/> この取り決めの月から <input "="" type="checkbox"/> 満(20)才の誕生日まで <input type="checkbox"/> 満()才に達した後の3月まで <input type="checkbox"/> 以下の学校を卒業するまで <input type="checkbox"/> 高校 <input type="checkbox"/> 大学 ()		

その他(入学、進学、習い事、入院や手術にかかる費用等の負担について)

- ・小学校への入学時には祝い金として、10万円を支払う。その後の進学時については、双方協議する。
- ・入院、手術に要する医療費は、双方が半額ずつ負担する。

養育費の支払い方法(口座振込の場合にかかる手数料は、支払者が負担します。)

口座振込	第1子		第2子	
	金融機関名	本・支店名	金融機関名	本・支店名
	田布銀行	かぐら支店	田布銀行	かぐら支店
	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	その他	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	その他
	口座の種類		口座の種類	
	口座の番号	12345	口座の番号	67890
	口座の名義	ユフ ハナコ	口座の名義	ユフ タロウ
その他				

3. 面会交流

こどもの面会交流(離れて暮らす父や母がこどもと定期的に、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙で交流すること)については、以下のとおりとします。面会交流の際は、こどもの安全と安心を第一とします。

交流の頻度と方法	交流の場所	父母の連絡方法
<input type="checkbox"/> こどもが望むときいつでも <input "="" checkbox"="" checked="" type="checkbox/>(6)ヶ月に(1)回程度 日帰り()時間程度
宿泊(2)泊程度
<input type="/> 手紙や電話など()	<input checked="" type="checkbox"/> 公園・近隣施設など <input type="checkbox"/> 面会する親の自宅 <input type="checkbox"/> その都度協議 <input "="" type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 手紙 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input 3"="" type="checkbox/>()を通じて</td></tr><tr><td colspan="/> その他特記事項 ・毎週日曜日午前11時に神楽殿で待ち合わせ。詳細については、メールで協議する。 ・誕生日には、手紙を添えたプレゼントを贈る。 ・遠方への転勤など事情が変わった場合は、再度協議する。	

こどもの養育費について、以上のとおり合意します。

平成 30 年 1 月 1 日

父

氏名	由布 一郎	印	電話 (090-1234-5678) メール (abc@dd.ne.jp) 緊急連絡先 ()
現住所	〒(879-0000) 由布市庄内町1丁目2番地		

母

氏名	由布 さくら	印	電話 (090-9876-5432) メール (xyz@ef.co.jp) 緊急連絡先 ()
現住所	〒(879-1111) 由布市湯布院町2丁目1番地		

「こどもの養育に関する合意書」は、父母がお互いの約束事を証明する文書で、双方が署名することにより二人の間での契約書となります。2部作成し、双方で1通ずつ保管してください。合意書を作成しないと離婚届けが受理されないということはありません。お子さんが両親の離婚後も健やかに成長していけるよう、作成に努めてください。また、様式が定まっているものではなく、一般的に必要なと考えられている項目を記載しているものですので、父母双方が、お子さんの立場にたって、事案に応じて充実した内容を取り決めてください。

市役所に提出するものではありません。

1、 親権

親権は、親が子を監護養育する権利と義務で、婚姻中は父母が共同で行使しますが、離婚後は、父母の一方が親権者となります。未成年の子がいる夫婦の離婚では、離婚届を提出する際、子それぞれの親権者を決める必要があります。

いずれの親と暮らすのが子の福祉に適うのか、父母が子の福祉の視点に立ってしっかりした話し合いをする必要があります。

2、 養育費

親権者を決めるのと平行して、金額、支払時期、支払期間、支払方法などを具体的に決めておきましょう。養育費は、こどものためのものです。こどもと離れて暮らす親との関係を大事にするためにも、離婚時にきちんと取り決めましょう。

① 養育費の額

父母で話し合っ決めてますが、折り合いがつかない場合は、「養育費算定表」が参考になります。「養育費算定表」は、公表されており、インターネットでも見ることができます。

こどもが複数の場合は、それぞれの額を決めておきましょう。

② 養育費の支払期限

支払いの時期を決めてください。毎月決めた日までに支払いましょう。

③ 養育費の支払期間

支払の始期と終期を決めておきましょう。

④ その他

定額の養育費とは別に、入学金や医療費などの臨時的な費用負担等についても決めておくといよいでしょう。

⑤ 養育費の支払方法

支払方法（口座振込など）を決めておきましょう。複数のこどもがいる場合は、それぞれについて決めておくといよいでしょう。

3、 面会交流

面会交流は、こどものためのものですので、こどもにとってどのような面会交流が望ましいかという視点から、具体的な条件を取り決めておきましょう。

① 交流の頻度と方法

週又は月に何回、何時間、宿泊（何泊程度）、手紙や電話のやりとりを認めるかなどを決めておきましょう。

② 交流の場所

交流する場所を決めておきましょう。また、待ち合わせ場所も決めておくことが望ましいでしょう。

③ 父母の連絡方法

連絡方法の手段を具体的に決めておくことが望ましいでしょう。

④ その他特記事項

事情が変わった場合は再度協議することや、誕生日のプレゼントや交通費等の費用負担などについても取り決めておくことが望ましいでしょう。

相談窓口のご案内

◎由布市役所

相談の種類	相談の内容	相談日時	相談場所
こどもの養育相談	保育所入園 一時的な子の預かり 病気の子の預かり 子育てを手伝い 放課後子を見てほしい など	月～金（祝日を除く） 8:30～17:00	子育て支援課 ☎582-1262
	小学校、中学校の転校 校区外通学	月～金（祝日を除く） 8:30～17:00	学校教育課 ☎582-1179
母子・父子相談	母子・父子家庭に関する生活相談 ・養育費、面会交流 ・手当ては、どんなものがあるか ・仕事を探している・替えたい ・生活費・転宅費を借りたい	月～金（祝日を除く） 8:30～17:00	子育て支援課 ☎582-1262
住居について	市営住宅に入りたい （由布市）	月～金（祝日を除く） 8:30～17:00	建設課 ☎582-1273
	県営住宅に入りたい	月～金（祝日を除く） 8:30～17:00	大分県住宅供給公社 ☎097-532-5137

◎その他の機関

★養育費相談支援センター

電話相談 ☎03-3980-4108 ☎0120-965-419（携帯電話使用不可）
 平日（水曜日を除く）10:00～20:00 水曜日（祝日を除く）12:00～22:00
 土/祝日 10:00～18:00

メール相談 info@youikuhi.or.jp
 相談員が数日中に回答を送信します。

★大分県母子・父子福祉センター（大分市大津町2丁目1番41号）☎097-552-3313

ひとり親家庭の生活一般相談
 平日 8:30～18:00（月曜・日曜は、17:00まで）土曜・祝日は休館日
 弁護士による無料相談 年間15回 実施時間 13:00～17:00 ※電話予約
 （養育費・慰謝料・遺産相続・子どもの親権・金銭の貸借問題・家、土地に絡む問題等）

★法テラス大分（大分市城崎町2丁目1番7号）☎050-3383-5520

弁護士相談（離婚相談・相続・金銭トラブルなど民事全般）
 毎週火・水・木曜日 9:30～11:30/13:30～16:30
 経済的に余裕がない場合（収入・貯金額などで決まる）無料で3回まで相談ができます。

